

報告第3号

平成29年度大磯町一般会計事故繰越し繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により、別紙のとおり事故繰越し繰越計算書を調製したので報告する。

平成30年5月31日提出

大磯町長 中 崎 久 雄

平成29年度 大磯町事故繰越し繰越計算書

一般会計

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 予 定 額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					一 般 財 源	説 明 (款-項-目-節-細節)
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源					
									国庫支出金	県支出金	地方債	その他		
8.	2.	052 幹線21号線 整備事業	円 40,816,457	円 28,560,000	円 12,256,457	円 0	円 12,256,457	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 12,256,457	(8-2-3-22-1) 【補償費】 借家人補償契約及び物件除去契約を締結したが、借家人移転及び物件除去が年度内に完了しないため。 所管課：建設課
8.	2.	054 国府本郷西 小磯1号線 整備事業	円 37,399,320	円 14,300,000	円 23,099,320	円 0	円 23,099,320	円 0	円 4,492,000	円 0	円 0	円 0	円 18,607,320	(8-2-3-15-1) 【工事請負費】 隣接地権者との境界確定協議等に日数を要したため。 所管課：建設課
8.	2.	057 生沢月京1 号線整備事 業	円 20,744,889	円 11,988,626	円 8,756,263	円 0	円 8,756,263	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 8,756,263	(8-2-3-22-1) 【補償費】 借家人補償契約及び物件除去契約を締結したが、借家人移転及び物件除去が年度内に完了しないため。 所管課：建設課